

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狭山市は、介護保険に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県狭山市長

公表日

令和6年11月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	1.介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 2.介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務(前号及び次号に掲げるものを除く。) 3.介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する事務 4.介護保険法第二十七条第一項の要介護認定、同法第二十八条第二項の要介護更新認定又は同法第二十九条第一項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5.介護保険法第三十二条第一項の要支援認定、同法第三十三条第二項の要支援更新認定又は同法第三十三条の二第一項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6.介護保険法第三十七条第二項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7.介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例又は同法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8.介護保険法第六十六条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 9.介護保険法第六十七条又は第六十八条の保険給付の支払の一時差止に関する事務 10.介護保険法第六十九条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 11.介護保険法第二百九条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して、特定個人情報の照会と接続を行う 12.窓口及び郵送、サービス検索・電子申請機能による申請及び届出等の受領に関する事務 13.公金受取口座への保険料還付及び保険給付に必要な情報照会に関する事務
③システムの名称	介護保険システム、宛名システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） ・第9条第1項（利用範囲）、別表 100項、135項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 ・第50条、第74条 ●公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 ・第1条 ●公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 ・第2条第31号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法 ・第19条8号 並びに番号法第19条8号に基づく主務省令 ・第2条の表 86項、87項、131項、132項、160項、第88条、第89条、第133条、第134条、第162条 【情報提供】 番号法 ・第19条8号 並びに番号法第19条8号に基づく主務省令 ・第2条の表 2項、3項、7項、11項、15項、42項、56項、65項、69項、80項、83項、86項、87項、108項、115項、125項、128項、131項、132項、144項、161項、第4条、第5条、第9条、第13条、第17条、第44条、第58条、第67条、第71条、第82条、第85条、第88条、第89条、第110条、第117条、第127条、第130条、第133条、第134条、第146条、第163条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進部 介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	狭山市 総務部 総務課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話：04-2953-1111 内線3520
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	狭山市 健康推進部 介護保険課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話：04-2953-1111 内線1550
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手が介在する事務ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む)は、事前に暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行う。 ・特定個人情報が含まれる書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれている場合は、確実にシュレッダー処理や焼却処理を行う。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、指静脈認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っているほか、アクセスログを記録していることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における	介護保険課	長寿安心課	事後	
平成29年5月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における	前澤 雅彦	志村 聖司	事後	
平成29年5月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの	介護保険課	長寿安心課	事後	
平成29年5月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	2017/1/1	2017/5/1	事後	
平成29年5月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	2017/1/1	2017/5/1	事後	
平成30年5月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	2017/5/1	2018/4/1	事後	
平成30年5月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	2017/5/1	2018/4/1	事後	
平成30年5月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における	介護保険課長	介護保険担当課長	事後	
令和1年5月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	2018/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年5月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	2018/4/1	2019/4/1	事後	
令和2年4月30日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当	志村 聖司 平成31年4月1日	吉崎 篤 令和2年4月1日	事後	
令和3年9月10日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	2020/4/1	2021/4/1	事後	
令和3年9月10日	I 関連情報 5.評価実施機関における担	介護保険担当課長 吉崎 篤	介護保険担当課長	事後	
令和4年7月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における	長寿健康部 長寿安心課	健康推進部 介護保険課	事後	
令和4年7月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における	介護保険担当課長	介護保険課長	事後	
令和4年7月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの	長寿健康部 長寿安心課	健康推進部 介護保険課	事後	
令和4年7月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和4年7月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和4年11月30日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項(利用範囲)、別表第一 68項	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項(利用範囲)、別表第一 68項,101項	事後	
令和4年11月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークによる 情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 ●番号法 ・別表第二 93項,94項	【情報照会】 ●番号法 ・別表第二 93項,94項,121項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月30日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	2022/4/1	2022/11/30	事後	
令和4年11月30日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	2022/4/1	2022/11/30	事後	
令和5年2月3日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	11.介護保険法第百二十九条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務	11.介護保険法第百二十九条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務	事後	
令和5年2月3日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第50条	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項(利用範囲)、別表第一 68項、101項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(情報照会)番号法 ・第19条8号、別表第二 93項、94項、121項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第32条、第33条、第46条、第47条	事後	
令和5年2月3日	I 関連情報 4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 ●番号法 ・別表第二 93項、94項、121項 【情報提供】 ●番号法 ・別表第二 1項、2項、3項、4項、6項、26項、30項、33項、39項、42項、56項の2、58項、61項、62項、80項、87項、90項、94項、95項、117項	【情報照会】 番号法 ・第19条8号、別表第二 93項、94項、121項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第32条、第33条、第46条、第47条	事後	
令和5年2月3日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	2022/11/30	2023/2/3	事後	
令和5年2月3日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	2022/11/30	2023/2/3	事後	
令和5年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	2023/2/3	2023/4/1	事後	
令和5年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	2023/2/3	2023/4/1	事後	
令和6年11月15日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項(利用範囲)、別表第一 68項、101項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第50条、第74条	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項(利用範囲)、別表 100項、135項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 ・第50条、第74条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月15日	I 関連情報 4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法 ・第19条8号、別表第二 93項、94項、121項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第32条、第33条、第46条、第47条 【情報提供】 番号法 ・第19条8号、別表第二 1項、2項、3項、4項、6項、8項、11項、26項、30項、33項、39項、42項、46項、56項の2、58項、61項、62項、80項、83項、87項、90項、93項、94項、95項、108項、117項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第1条、第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の4、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	【情報照会】 番号法 ・第19条8号 並びに番号法第19条8号に基づく主務省令 ・第2条の表 86項、87項、131項、132項、160項、第88条、第89条、第133条、第134条、第162条 【情報提供】 番号法 ・第19条8号 並びに番号法第19条8号に基づく主務省令 ・第2条の表 2項、3項、7項、11項、15項、42項、56項、65項、69項、80項、83項、86項、87項、108項、115項、125項、128項、131項、132項、144項、161項、第4条、第5条、第9条、第13条、第17条、第44条、第58条、第67条、第71条、第82条、第85条、第88条、第89条、第110条、第117条、第127条、第130条、第133条、第134条、第146条、第163条	事後	
令和6年11月15日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	2023/4/1	2024/10/1	事後	
令和6年11月15日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	2023/4/1	2024/10/1	事後	